

海上旅客運送事業の最低賃金

中部運輸局管内

- (1) 平水区域の船舶
- (2) 沿海区域の100G/T未満の船舶
- (3) 沿海区域の100G/T以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復出来る区域に限定されているもの

職 員：248, 200円 (1, 100円UP)

部 員：185, 800円 (1, 250円UP)

令和5年4月16日より効力発生

全 国

- (1) 遠洋及び近海区域の船舶
- (2) 沿海区域の100G/T以上の船舶

職 員：248, 350円 (1, 000円UP)

事務部職員：194, 250円 (1, 000円UP)

部 員：186, 900円 (1, 000円UP)

令和5年2月19日より効力発生